

公益財団法人 君津市文化振興財団  
一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

君津市文化振興財団の職員全員が男女共に活躍し、仕事と生活の調和を図り、就業を継続できる職場環境を整備するため、男女の雇用状況を把握し、改善すべき事情についての分析を踏まえたうえで、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標1：年次有給休暇及び夏季休暇の取得を促進し、令和8年4月から年次有給休暇は年間付与日数の50%以上取得、夏季休暇は付与日数の100%取得を目指します。

<対策>

令和7年4月～ 毎月休暇取得状況を把握・分析し、計画的な休暇取得に努め、休暇取得率の向上を図る。

令和8年4月～ 業務量の見直しや事務の効率化を図り、年次有給休暇については職員1人あたり年間付与日数の50%以上の取得を目指し、夏季休暇については1人あたり付与日数100%の取得を目指す。

目標2：育児休暇を取得し、又は子育てを行う職員が就業を継続して活躍できるような体制づくりを目指します

<対策>

令和7年4月～ 育児休業中の職員処遇及び復帰後の労働条件をパンフレット等でわかりやすく周知する。

子どもが生まれる予定の男性職員へ向けて、個別で育児休業や子の看護休暇などの制度の周知や情報提供を行う。